

広報こうさ 号外 第1報

令和8年8月3日（月）発行
発行：甲佐町
TEL 096-234-1111（代表）



町公式HP

令和8年熊本地震による災害に関する 支援制度のお知らせ

7月28日（火）に熊本地方を中心に発生した大地震の影響で、町内各所で土砂崩れ等の被害が発生しました。これに伴い、被災された方の今後の生活再建に向けての支援制度について集約した本紙を、『広報こうさ号外』として発行します。

町長から町民の皆さんへ

このたびの令和8年熊本地震により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様にご心よりお悔やみ申し上げます。また、被災されたすべての町民の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。私たちは平成28年熊本地震、令和7年8月豪雨という未曾有の災害を経験し、多くの方々の支えと町民の皆様の強い絆によって復興への歩みを進めてまいりました。しかし、再びの突然の災害により大きな試練に直面し、不安や困難な日々を過ごされていることと思います。町は、町民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先に、関係機関と緊密に連携し、救援活動や生活支援、復旧・復興に全力で取り組んでまいります。私も町政の先頭に立ち、一日も早く安心して暮らせるよう、職員一丸となって全力を尽くすことをお約束します。町民の皆様と力を合わせ、この困難を必ず乗り越えてまいりましょう。

令和8年8月3日 甲佐町長

【！重要！】被災者の皆様へ

「災害救助法」などの災害関係の支援を受けるためには、「り災証明書」が必要です。
また、被災した住家、店舗、工場、事務所などを片付ける前に
必ず写真で被災状況を残しておくことが重要です。

災害支援制度総合案内窓口

今回の地震で被災された方の今後の生活再建に向けた総合案内窓口を設置しています。

▶相談開始日

8月3日（月）
※土日、祝日を除きますが、8月8日（土）・9日（日）、11日（火・祝）は受け付けを行います。

▶相談時間

午前9時～11時30分、午後1時30分～午後4時30分

▶場所

町生涯学習センター（町役場内）
ギャラリーモール内相談ブース

▶お問い合わせ先（窓口直通番号）

☎096-234-1117

町内の道路状況について

地震の影響により町内の多くの道路が被災し、通行止めなどが生じています。通行可能な箇所でも、落石等の危険性が高い場合もありますので、通行には十分注意してください。

▶お問い合わせ先

町建設課 ☎096-234-1183

令和8年熊本地震による道路の通行止めに関する情報（町公式ウェブサイト）▶



医療機関等を受診する被災者の方へ

「マイナ保険証」や「資格確認書」、「公費負担手帳」等を紛失あるいは自宅に残したまま避難されている方も、医療機関等で、各制度の対象者であることを申し出て、氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てることにより、受診できます。

また、公費負担医療について、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

▶お問い合わせ先

町住民生活課 ☎096-234-1113

被災者生活再建にむけた各種支援制度については、次ページ以降をご覧ください。→

目次

No.	支援内容	ページ
1	災害ごみ (担当：環境衛生課 234-1169)	2
2	被災した浄化槽の入れ替え (担当：環境衛生課 234-1169)	3
3	り災証明書の申請 (担当：税務課 234-1112)	4
4	住家の被害に伴う住まい再建の意向調査 (担当：住民生活課 234-1113)	5.6
5	住宅応急修理 (担当：建設課 234-1183)	8
6	道路の障害物除去 (担当：建設課 234-1183)	9
7	土のう袋の配布 (担当：建設課 234-1183)	10
8	総合保健福祉センターのシャワー室利用 (担当：健康推進課 235-8711)	11
9	町内中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口の開設 (相談先：甲佐町商工会 234-0272) (担当：地域振興課 234-1154)	12
10	災害ボランティアの派遣 (申込先：甲佐町社会福祉協議会 234-1192) (担当：福祉課 234-1114)	13
11	相談 (法律等相談、消費生活相談、こころの健康相談) (担当：福祉課 234-1114)	14.15
12	防災アプリ（InfoCanal）の登録のお願い (担当：危機管理防災課 234-1167)	16
－	委任状	18

今回の内容は急ぎ被災された皆さまへお知らせする必要があるものを掲載しています。今後、被災された方々に向けた各種支援制度が設けられた場合、速やかに皆様方にお知らせいたします。

1 災害ごみ

担当：環境衛生課 234-1169

令和8年熊本地震により使用できなくなった家財等を仮置き場に持ち込めます。

1-1 受入場所（仮置き場）

旧白旗グラウンド（甲佐町大字早川2 1 0 0 番地2）

1-2 開設期間 および 開設時間

令和8年7月30日（木）～8月21日（金）※土日祝日を除く

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

※ただし、8月9日（日）・11日（火・祝）は、仮置き場を開設します。

1-3 受入れるごみ

- ① 燃えるごみ ② ガラス類 ③ 金属類 ④ 木くず ⑤ 粗大ごみ
⑥ 家電 ⑦ がれき・瓦 ⑧ 壁材等

1-4 留意事項

- ・ 上記の品目ごとに分別してください。車に積込む時から分別しておくことで、仮置き場で荷下ろしする時間を大幅に短縮することができます。
- ・ 持ち込んだごみは各自で下ろしていただきます。
- ・ 冷蔵庫は中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・ ブルーシート等で輸送中にごみが飛散しないようにしてください。
- ・ 甲佐町以外からの受け入れを防止するため、集積所にて免許証を提示してください。

＜持ち込みできないごみ＞

- 普段の生活で排出された「可燃ごみ」・「資源ごみ」（空缶、びん、ペットボトル等）
（通常のごみ収集日にごみステーション・リサイクルステーションへ出してください。）
- 甲佐町以外で発生したごみ
- 産業廃棄物（事業活動によって排出される廃棄物）

2 被災した浄化槽の入れ替え

担当：環境衛生課 234-1169

令和8年熊本地震により被災した浄化槽や便槽を、新しい合併処理浄化槽に転換または入れ替えを行う場合、補助金を交付します。

2-1 対象者

- ・甲佐町内に住宅をお持ちの方
- ・甲佐町内に住宅を借りている方で、貸主の承諾を得られている方
- ・合併処理浄化槽を設置する住所地に住民登録がある方
- ・浄化槽法及び建築基準法の規定に基づき合併処理浄化槽を設置する方
- ・本人及び同一世帯員が町税等を滞納していない方

2-2 対象となる浄化槽

【補助対象】

令和8年熊本地震により被災した合併処理浄化槽について、合併処理浄化槽の新設および合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への入れ替えが補助の対象となります。

【補助額】

補助額は合併処理浄化槽の人槽（規模）で設定されています。人槽は日本工業規格により決められており、居住人員＝人槽ではありません。

規模	基準	補助額
5人槽	延べ床面積130㎡以下	332,000円
7人槽	延べ床面積130㎡超	414,000円
10人槽	2世帯住宅	548,000円

※単独処理浄化槽または汲み取り式トイレから合併処理浄化槽に転換される場合は、別途補助金の加算があります。

※被災していない通常の合併処理浄化槽の入れ替えは補助の対象となりません。

2-3 相談に必要なもの

- ・浄化槽工事を施行する事業者を通じて「浄化槽設置届」及び「補助金申請」などを提出していただきます。まずは、環境衛生課にご相談ください。

2-4 相談場所・時間

【場所】環境衛生課（甲佐町大字有安 701 水道管理センター内）

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後5時00分

3 り災証明書の申請

担当：税務課 234-1112

「り災証明書」は、令和8年熊本地震により居住する家屋に被害(全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊)を受けたことを、町が証明するものです。

この「り災証明書」は、住宅の応急修理など、各種被災者支援策を受ける際に必要となります。

3-1 対象者

甲佐町の家屋等に居住する世帯者(賃貸者含む)

※木造家屋、軽量鉄骨造家屋が対象です。

軽量鉄骨造以外の非木造については準備次第お知らせします。

3-2 持参していただくもの

- ・本人(世帯主、世帯員もしくは所有者)が確認できる免許証等
 - ・被災状況の写真
 - ・委任状(本人以外):別紙(P18を外してご使用下さい。)
- ※調査完了後、証明書を郵送します。

3-3 受付場所・時間

【場所】総合窓口(役場庁舎1階) (甲佐町大字豊内719-4)

【期間】令和8年7月30日(木)から

【時間】(午前)午前9時00分～午前11時30分

(午後)午後1時30分～午後4時30分

※土、日、祝日を除く

ただし、8月8日(土)・9日(日)・11日(火・祝日)は受付窓口を開設します。

4 住家の被害に伴う住まい再建の意向調査

担当：住民生活課 234-1113

令和8年熊本地震により著しい被害を受けた方で、住まいの再建方法及び町の公営住宅等への入居希望についてお尋ねの調査を8月3日行政区配布により配布しています。

被害を受けた住家における生活が困難な方、修繕などのために仮住まいが必要な方におかれましては、次ページの別紙「住家の意向調査」にご記入いただきご提出をお願いいたします。

4-1 調査目的

令和8年熊本地震により住家に被害を受けた方の現在の住まいの状況や今後の意向を調査し、民間賃貸住宅や町営住宅等への一時入居、その他の住まいの再建支援策の検討資料とするため。

4-2 調査対象者

被害を受けた住家での生活が困難な方（修繕などの間の仮住まいが必要な方）

4-3 調査内容

被害住家の再建の方法について、次の項目について、次ページの別紙「住家の意向調査」のとおりお尋ねします。

- (1) 住家家屋の被害状況
- (2) 住家の修理や建築、民間や町営の賃貸住宅等への入居
- (3) 住家の修繕などに必要な仮住まい、期間
- (4) 家族構成、ペットの有無 など

※次ページの別紙「住家の意向調査」を切り取って、記入してお使いください。

4-4 提出場所・時間

【場所】総合窓口（役場庁舎1階）（甲佐町大字豊内719-4）

【期間】令和8年7月30日（木）から

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後4時30分

※土、日、祝日を除く

ただし、8月8日（土）・9日（日）・11日（火・祝）は受付窓口を開設します。

4-5 その他

- ・この調査で町営住宅等への入居が決定するものではありません。
- ・町営住宅は、住家の修繕など一時的な入居が必要な場合、あらかじめ期限を決めた短期間の入居は可能です。（短期間の入居でもクーラーなどはご自身で負担いただきます。ただし、町営住宅の数には限りがあります。）
- ・町営住宅等への永続的な入居の希望でも調査票をご提出ください。なお、入居を保証するものではありません。

住家の意向調査

(令和8年 月 日)

連絡先を教えてください。(自宅:)

(携帯:)

1、住家の被害の状況

()

2、最終的な住まいの再建の予定(ご意向)を教えてください。

(以下の当てはまる項目にチェックをお願いします。)

☐ 住家を修繕する・新築する(応急修理又は建て替え)☐ 民間の賃貸住宅に入居☐ 親戚や身内と同居☐ 町の公営住宅等に入居、その他()3、修繕や建て替えなどのために仮住まい(仮設又はみなし仮設住宅)が必要な場合、
その入居期間はどのくらいを想定されていますか？

()週間・()カ月・1年・その他()

問3に答えられた方は以下の問4から問7の質問にお答えください。

4、入居が必要な方はどなたですか？

入居が 必要な方の氏名	住 所	同居の方のお名前 (障がいのある方に○)	人数
	大字 (世帯主名:)	・ ・ ・ ・ ・	

5、避難している方は現在の避難先はどこですか？

()

6、障がいがある方は、どのような障がいですか？

ない・ある()

7、ペットはいますか？

いない・いる(犬・猫・その他() 頭数())

5 住宅応急修理

担当：建設課 234-1183

令和8年熊本地震により住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限の部分について、応急的な処理を行い（修理費用の一部を直接業者に支払う）元の住家に引き続き住むことができるようにするものです。

5-1 対象者（以下の全ての要件を満たす方（世帯））

- ① り災証明で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」の判定をうけた住家の世帯または、「半壊」若しくは「準半壊」の判定を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。
- ② そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態。
- ③ 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

5-2 対象となる修理

住宅の屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。 ※内装に関するもの、家電製品は原則として対象となりません。

5-3 上限額

住宅の応急修理のため支出できる費用は以下の通りです。

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯 | 757,000 円以内（消費税込み） |
| (2) 準半壊の被害を受けた世帯 | 367,000 円以内（消費税込み） |

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯当たりの額以内になります。

5-4 持参していただくもの

- ①修理申込書 ②り災証明書 ③修理見積書 ④施工前の被災状況がわかる写真

※修理業者に代金を支払ってしまうとこの制度は利用できません。事前に下記の窓口にご相談ください。

5-5 申込期間・受付場所・時間

【場所】総合窓口（役場庁舎1階）（甲佐町大字豊内719-4）

【期間】令和8年8月3日（月）から

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後4時30分

※土、日、祝日を除く

ただし、8月8日（土）・9日（日）・11日（火・祝）は受付窓口を開設します。

6 道路の障害物除去

担当：建設課 234-1183

令和 8 年熊本地震により被災し、町道や里道に転倒した瓦礫 やブロック塀等の除去を行います。

また、倒壊の恐れによる二次被害防止のためブロック塀等の除去も行います。

6-1 対象となる施設

町道、里道等に面して倒壊、または倒壊の恐れがあるブロック塀等

6-2 事業の内容

道路等に面してブロック塀などが倒壊（倒壊の恐れ）により通行の支障となる場合のみ町で撤去し処分します。

なお、撤去するブロック塀等の補償は行いません。

また、撤去後の建替えは町では行いません。

※ 道路等に面していないブロック塀等の撤去については、所有者で行っていただきます。

6-3 受付方法

該当する施設の写真等をご持参ください。

6-4 受付期間及び受付場所

【場所】：建設課窓口

【期間】：令和 8 年 8 月 3 日（月）から

【時間】：（午前）午前 9 時 00 分～正午

（午後）午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分

※土、日、祝日を除く

ただし、8 月 8 日（土）・9 日（日）・11 日（火・祝）は受け付けを行います。

7 土のう袋の配布

担当：建設課 234-1183

令和8年熊本地震により被災し、必要な方に土のう袋を配布します。

7-1 対象者

令和8年熊本地震で被災された方

7-2 配布期間および配布場所

配布期間：令和8年7月30日（木）から

（午前）午前9時00分～正午

（午後）午後1時00分～午後5時00分

配布場所：月～金 建設課窓口

ただし、8月8日（土）・9日（日）・11日（火・祝）は、配布を行います。

7-3 配布枚数

各世帯50枚まで

8 総合保健福祉センターのシャワー室利用

担当：健康推進課 235-8711

令和8年熊本地震により被災された方を対象に、総合保健福祉センター鮎緑（あゆみ）内のシャワー室を開放します。

8-1 対象者

町内で断水している地域にお住まいの方、自宅が被災し浴室を利用できない方に限ります。

8-2 利用時間・受付場所

【利用開始】 令和8年7月30日（木）から

【火曜日～土曜日】 午後1時～午後7時

【日曜日・祝日】 午前11時～午後4時

※ただし、月曜日は利用できません。

【場所】 総合保健福祉センター鮎緑（あゆみ）内のフィットネスセンター
（甲佐町大字豊内619）

※受付は、フィットネスセンターのスタッフ（指定管理業者）が行います。

8-3 その他

- ・受付順にご案内します。
- ・利用人数に限りがあるため、時間内にお越しいただいても利用できない場合があります。
- ・タオルやシャンプー等をご持参ください。

9 中小企業・小規模事業者向け 特別相談窓口の開設

担当：地域振興課 234-1154

相談先：甲佐町商工会 234-0272

令和8年熊本地震により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、甲佐町商工会では、下記の通り「特別相談窓口」を開設しています。

事業の継続や資金繰りに関するご相談の他、経営上の不安や今後の対応に関するお悩みなど、お気軽にご相談ください。

9-1 対象者

町内の中小企業・小規模事業者

9-2 主な相談内容

- ・経営に関する各種相談
- ・資金繰りや金融に関するご相談
- ・その他、事業運営や活動に関わること全般

9-3 受付時間

令和8年7月31日（金）から
平日のみ 午前9時～午後5時

9-4 相談窓口（お問い合わせ先）

甲佐町商工会

住 所：甲佐町大字豊内 719 番地 2
電話番号：096-234-0272

10 災害ボランティアの派遣

担当：福祉課 234-1114

申込先：甲佐町社会福祉協議会 234-1192

令和8年熊本地震により被害を受けた家屋内外の片付けなどをお手伝いします。

10-1 対象者（以下の要件のいずれも満たす方）

- ・ 甲佐町内で災害により住居等に被害を受けた方
- ・ 主に自力での片付けが困難な世帯（高齢者のみの世帯や障がい者のいる世帯 等）

10-2 主な支援内容

- ・ 家屋内の片付け、割れた瓦の片付け、家具の移動、搬出
- ・ 災害ごみ仮置き場への搬送 など

10-3 ボランティアの依頼方法

甲佐町災害ボランティアセンターに、電話か来所にてお申し込みください。

10-4 受付時間

令和8年7月31日（金）から

平日 午前8時30分から午後4時00分まで

※ただし、8月8日（土）・9日（日）・11日（火・祝日）は、受付いたしません。

10-5 ボランティア派遣依頼先

甲佐町災害ボランティアセンター（甲佐町社会福祉協議会内）

住 所：甲佐町大字岩下24番地

電話番号：096-234-1192

10-6 注意事項

- ・ 専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えできない場合があります。あることをご了承ください。
- ・ 活動日には立ち会いをお願いします。
- ・ 甲佐町災害ボランティアセンターの詳細については
右の二次元コードでご確認下さい。



1 1 相談

担当：福祉課 234-1114

1 1 - 1 法律・人権・行政・心配ごと相談の開催日・会場

町では、町民の生活における不安や心配ごとの解消・解決を目的として、法律・人権・行政・心配ごと相談を実施しています。

開催日時 月に 1 回（原則として第 1 月曜日）、午前 9 時から正午まで

相談会場 甲佐町町民センター（甲佐町大字糸田 9 番地 1）

1 1 - 2 消費生活相談

地震などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。また、賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関する相談を受け付けています。

(1) 上益城 5 町消費生活相談室

現在、一時閉鎖中ですが、8 月 1 0 日（月）から相談を再開いたします。

甲佐町での開催は毎週木曜日ですが、郡内の 4 町の会場でも相談できます。

開催日時 月曜日から金曜日まで（祝日および年末年始を除く）

午前 9 時から午後 3 時まで（正午～午後 1 時を除く）

・相談会場

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
益城町会場	御船町会場	嘉島町会場	甲佐町会場	山都町会場
益城町役場 2 階相談室 E 消費生活相談室 096-286-3210	御船町役場 分庁舎 2 階 小会議室 096-282-1226	嘉島町役場 庁舎内相談室 096-237-1112	老人いこいの家 ボランティア室 096-234-3223	山都町役場 1 階相談室 0967-72-3133

(2) 消費者ホットライン

身近な相談窓口が開所していない土曜、日曜、祝日でも、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除いて、原則、毎日ご利用いただけます。

電話番号 1 8 8

受付時間 平日 午前 9 時から午後 5 時まで

土曜・日曜・祝日 午前 1 0 時から午後 4 時まで

11-3 こころの健康相談

災害後には、さまざまな心の不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。

こころの健康に関するご相談は、電話や SNS にて受け付けております。

機関名	連絡先	受付時間
こころの健康相談電話 (熊本県精神保健福祉センター)	096-386-1166	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時
よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338	年中無休、24時間
熊本いのちの電話 (社会福祉法人 熊本いのちの電話)	096-353-4343	年中無休、24時間
いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)	0570-783-556	毎日 午前10時～午後10時
	0120-783-556	毎日 午後4時～午後9時 毎月10日 午前8時～翌日午前8時
#いのちSOS	0120-061-338	年中無休、24時間
こころの悩み相談@熊本県	(LINE) @079iwxlt	月・水・金 午後6時～午後10時
こころのホットチャット	(LINE)(Twitter)(Facebook) @kokorohotshat (チャット) https://www.npo-tms.or.jp/public/kokoro_hotchat/	毎日 正午～午後4時 午後5時～午後7時

1 2 防災アプリ（InfoCanal）の登録のお願い

担当：危機管理防災課 234-1167

令和8年熊本地震により、町ではさまざまな情報を配信しています。

防災アプリ（InfoCanal）を通じて配信していますので、登録をされていない方は登録をお願いします。

1 2 - 1 登録手順

①QRコードをカメラで読み取ってください。

もしくは GooglePlay または AppStore で検索してください。

右の二次元コードを
スマートフォン等のカメラで
読み取ってご使用下さい。

Android 版



iPhone 版



②表示された画面で「インストール」を押してください。

③「InfoCanal」アプリを開いて利用規約に同意します。

④「位置情報の使用」を「許可」します。 ※位置情報の許可は任意です。

⑤お住いの地域を選んで「選択完了」「上記の内容で設定する」を押します。

⑥メッセージが届いたら「既読にする」を押します。

ご不明な際は、危機管理防災課（096-234-1167）までお問い合わせください。

委任状（記載例）

【代理人】

住 所 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4

氏 名 甲佐 太郎 (生年月日：平成 2 年 1 月 1 日)

私は、上記の者を代理人と定め、り災証明書の申請 について委任します。

※該当する証明書名・通数、手続等を記入してください。

令和 元年 5 月 1 日

【委任する人（本人）】

住 所 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 619 番地

氏 名 甲佐 鮎子 (印) (生年月日：平成 2 年 2 月 2 日)

(署名または記名押印)

※この委任状は、全て本人が書いてください。

※記名の場合(署名でない場合)は、押印が必要です。

窓口に来られた方の本人確認を実施していますので、身分証明書(顔写真つき 1 点または顔写真なし 2 点)をお持ちください。

切 り 取 り 線

委任状

【代理人】

住 所

氏 名 (生年月日：)

私は、上記の者を代理人と定め、 について委任します。

※該当する証明書名・通数、手続名等を記入してください。

令和 年 月 日

【委任する人（本人）】

住 所

氏 名 (印) (生年月日：)

(署名または記名押印)

※この委任状は、全て本人が書いてください。

※記名の場合(署名でない場合)は、押印が必要です。

窓口に来られた方の本人確認を実施していますので、身分証明書(顔写真つき 1 点または顔写真なし 2 点)をお持ちください。